琉球大学学術リポジトリ

現代社会のシステム把握から労働論へ　－ホッブズ、ルソー、ロックからの展開－

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学法文学部
	公開日: 2010-02-18
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 高畑, 明尚, Takahata, Akihisa
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002005368

現代社会のシステム把握から労働論へ
－ホッブズ、ルソー、ロックからの展開－

高　畑　明　尚

1．はじめに

現代社会のシステムそのものの問題は、諸々の人格による主権の行使や人権の主張にもかかわらず非人格的（つまり「物象的」）したがって人権抑圧的な行為が実現される、諸々の戦争などの今日的実践においても看て取ることができる[1]。

とはいえ、現代社会のシステムを考える上で、人格や人権などの社会的諸形態や流通などの部面に代表される局面と、社会原理である資本の能動性が直接的に現れる局面との矛盾が、これまでも問題とされてきた[2]。

世界の社会システムが資本のシステムへと転換しつつある資本のシステムの黎明期において既にホッブズが『リヴァイアサン』[3]において、この、現代社会の、つまりは資本のシステムが、相矛盾する局面によって形成されるシステムであることを見抜き指摘していた。

この矛盾に対して、しかし後続の諸研究は、社会システムの一元的把握を目指す中で、「現代の社会システム＝未来社会のシステム」とする方向性と、現代の社会システムの根拠と総体との矛盾という方向性へと分裂していくことになった。

前者を代表する論者としては、現在にまで影響を及ぼしている点を考慮しても、今日的論者を差し置いて、かのルソーを挙げることができる。

後者を代表する論者としては、同様に、ロックを挙げることができる。

そこで本稿では、この、ホッブズからルソーおよびロックへと、それぞれに一元化していく社会システム把握の方向性を吟味するとともに、矛盾したシステムを矛盾論的に把握する方法としての「取得法則の転回」が、それら

を乗り越えたものであることを見て行くことにする。

人権等の今日的な問題の把握は、中間的もしくは抽象的な諸形態からではなく、それら諸形態を産み出す社会システムに根拠づけなければならないことを確認することで、これからの社会科学上の諸問題の解決への基礎理論的部分を補充することが本稿の目的である。

なお、本稿では、システムを、単なる制度という意味ではなく、生きた有機体的要素を持つものとする立場に立つものである[4]。

Ⅰ．現代社会システムの矛盾を乗り越える志向性
－ホッブズ『リヴァイアサン』から
ルソー『社会契約論』およびロック『市民政府論』へ－

(1) ホッブズ『リヴァイアサン』における現代社会システムの把握

イギリスを嚆矢として資本という社会原理が社会システムを構築していく中で、1651年にトマス・ホッブズが『リヴァイアサン』を公刊した。

この書は、「序説」以下、

「第一部　人間について」

「第二部　コモンウエルスについて」

「第三部　キリスト教的コモンウエルスについて」

「第四部　暗黒の王国について」

という構成になっている。

この構成の仕組みは、コモンウエルスを現代社会のシステムの実在形態として、それが人間個々人に根拠をもち（第一部）、さらには肯定的なものである（第二部）ことを、封建社会における教会キリスト教との対比で正当化する（第三部および第四部）ものとなっている。

そして、コモンウエルスは社会として有機体であるが故に、有機体であり且つ社会の構成要因である人間をまず考察するという予備的考察から入るという構成を取っているのが『リバイアサン』であると言える。したがって、

「コモンウエルス…は一個の人工人間」[5] と言われるのである。

ところが、この「コモンウエルス」は、そこ「に住むすべての個人によって与えられた権限をもって…内の平和を維持し…人々を威嚇することによって多くの異なった意志を一つに結集させる」[6] ことになるのである。

さらに、「このような力を持つ彼〔リヴァイアサン－引用者〕の中にこそコモンウエルスの本質がある」[7] として、諸個人の形成する社会形態としてのコモンウエルスと、その本質的裏面としてリヴァイアサンを捉えている。

ここに、封建制社会から解き放たれた自由な社会形成主体である諸個人の産出物が、諸個人の自由を前提とするコモンウエルスと、その自由を制約する主体であるリヴァイアサンというように、相矛盾する二つのものとして捉えられるとともに、まさに矛盾するものとして一つの社会を形成している。「どのようなコモンウエルスにおいても、国民の不服従と、コモンウエルス存立の基礎である契約の廃棄によって生ずるほど大きな不都合は起こりえない」[8] ので「私たちがコモンウエルスをつくるとき…権利を主権者〔たるリヴァイアサン－引用者〕に譲渡」し「服従」[9] することになるのである。

同一物を指し示しながら、相矛盾するものとして、コインの両面または紙の両面のように、現代社会のシステムの二つの異なる局面を表すものとしてコモンウエルスとリヴァイアサンは捉えられ、そのように社会システムは把握されている。つまり、「主権はコモンウエルスの魂であ」[10] り、「ひとたびコモンウエルスが設立されるや、それら〔自然法や市民法－引用者〕は現実に法となる」[11] が、それを統治する姿態は「リヴァイサン」[12] なのである。

なお、リヴァイアサンもまた、現代の社会システムであり、そのこと自体は歴史的にも正当化されるべきものであるという点から、ホッブズは、それに対比して、いわゆる封建制社会を持ち出している。

ただし、封建制社会の（個人という存在は遇有的なものであるにも関わらず）社会編成としては身分制的に属人的であることを抉り出すようなことはせずに、それに象徴的なものとして教会的キリスト教を置くという手法を取っ

ている。しかもキリスト教自体は現代社会にも通じるものであるために、キリスト教には「暗黒の王国」を形成する封建的教会的キリスト教と「キリスト教的コモンウエルス」とも捉えられる現代社会を構成するものとの二つがあるという理論構成を採ることになってしまっている。

とはいえ、現代社会のシステムを捉えるという文脈において、ホッブズの把握した内容と採用した手法は正当なものと考えられる。その前提する歴史（的狭隘）性にもかかわらず、現代社会は、その実在する姿において、『リヴァイアサン』を超えてはいないと言えよう。

(2) ルソー『社会契約論』と社会システム把握

上に観たようなホッブズの手法と内容は、現代社会をそのシステムから捉えていこうとする立場からは否定し難いのであるが、しかし社会はあくまで単一のものであるという側面に固執することにより、二つの方向性が出てくることとなった。

一つは、この社会は一元的であり、したがって、その中にある二つの相異なる局面は、それぞれ、将来社会の形成要因として肯定されるべきものと否定されるべきものという局面として把握されるべきであり、そういうものとして現代社会のシステムの中では矛盾するものであるという把握の仕方である。

もう一つは、矛盾する局面を＜本質－現象＞関係に比し、存在するものとして肯定されるべき（現代社会のシステム上の）根拠と、それと本質的な関係を成しながらも、必ずしもそのままでの姿を取ってそれが実在するわけではないという現象との関係で捉える仕方である。

このうちの前者は、ルソーの『社会契約論』に代表される仕方であり、後者はロックの『市民政府論』に代表される仕方であると考えられるので、まずは前者から押さえることにしたい。

さて、ジャン・ジャック・ルソーは、ホッブズの『リヴァイアサン』の後を受ける形で、1726年に『社会契約論』を公刊した。

通例受容されているように、これは法律的な内容に限定されるものではなく、まさにルソーの現代社会システム把握であり、それとともに、ホッブズの『リヴァイアサン』が提起した現代社会システム形成上の矛盾を如何に解決するかという課題をも負ったものである。

ルソーの『社会契約論』にあっても、ホッブズの『リヴァイアサン』同様に、現代社会という単一のシステムと、諸々の実在する諸姿態で了解される現代国家とが不分明な形で把握されているが、それは認識上の制約というよりは、むしろ実定法か自然法かなどという法的なものの形態のバリエーションの差異の意味を問わずに、法的なものを法として一括する仕方の点で優れたものとなっている。

その上で、ルソーは、社会原理に比するものとして社会的な意志を押さえ、それを社会システムの原理に関わるものとしての一般意志と、社会形成主体である個々人の意志を社会的に捉えたものとしての全体意志とで区別している。いわく、「一般意志は〔社会システムとの関わりでは－引用者〕常に正しく、常に公共的利益を志向する」[13] が、「全体意志は私的利益を注意するもので、特殊意志の総和にすぎない」[14] ので、「社会契約は政治体に全構成員に対する絶対的権力を与え…この権力こそ、一般意志に導かれるもので…主権とよばれるものである」[15] のである。

ルソーもまた、ホッブズと同様に、歴史的なものとして現代の社会システムを捉えようとしながら、それに対比されるものとして自然状態を押さえるという問題は共有している。そして、その上で、現代社会の歴史的進歩性を述べている。いわく、「全社会組織の基礎をなすべき一つの注意点…それは、基本的契約は自然的な平等を破壊するものではなく、むしろ反対に、自然が人間のあいだに与えた肉体的不平等に道徳的合法的平等を置き換えるという点と、また体力や才能においては不平等の可能性があっても、人間は契約と権利によって、すべて平等であるという点とである。」[16]

このことにより、現代社会のシステムの把握は、決して現状分析に留まる

ものではなく、それに加えて、このシステムの否定面を撤廃したものとしての将来社会を展望するものであり、その文脈において現代社会システムの把握は意義を持つものということになる。

この点では、リヴァイアサンの把握という、一面で封建的教会的キリスト教の支配する社会との対比を持ち出したがゆえに、自然法の支配する社会と対比されるコモンウエルスが将来社会を展望するものであるというところにまでは理論の射程が及ばなかったホッブズの『リヴァイアサン』よりも、ルソーの『社会契約論』は理論的に進展していると観ることができる。

さて、そのような意味をもつ自然状態と比較する形[17]で、ルソーは現代社会の否定面を指摘する。すなわち、現代社会においては、「人間は生まれながらにして自由であるが、しかしいたるところで鉄鎖につながれている。ある者は他人の主人であると信じているが、事実は彼ら以上に奴隷である」というものである[18]。そして、「社会契約を無益な公式に終わらせないために、この契約は、一般意思に服従を拒むものはだれでも、政治体全体の力によって服従を強制される、という約束を暗黙のうちに含んでいる。この約束のみが他の約束にも効力を与える。そしてこれは、各個人が自由になることを強制されるという意味にほかならない。というのは、これこそ、各市民を祖国に与えることによって、市民をあらゆる人格的従属から守る条件であり、政治機構の仕組みとはたらきをつくる条件であり、市民間の約束を合法化する唯一の条件である。市民間の約束もこの条件がないならば、不合理で、押しつけがましいものとなり、恐るべき弊害にさらされるであろう」という形で、現代の社会システムの実在する理由を押さえている[19]。

しかし、「このあらゆる損失の差引を比較しやすい項目に要約してみ」ると、「人間が社会契約によって喪失するものは、その生来の自由と、彼の心を引き、手の届くものすべてに対する無制限の権利とであり」、「これに対して人間の獲得するものは、社会的自由と、その占有するいっさいの所有権とである」[20]ので、現代社会は、そのシステムにおいて、人間の自然状態から

由来する自由は失うという否定面をもちながらも、自らの精神的能動性において社会を形成するという意味で自由を持ち[21]、その自由の実在的なあり方として所有権を持つということになる。

さらに、この新たに獲得した自由は、「自然的な平等を破壊するものではなく、むしろ反対に、自然が人間のあいだに与えた肉体的不平等に道徳的合法的平等を置き換えるという点と、また体力や才能においては不平等の可能性があっても、人間は契約と権利によって、すべて平等であるという点」[22]で歴史的に進歩的なものであり、この点からも、ルソーにおいては、現代社会のシステムの把握は将来社会を展望する文脈におけるものと評価することができる。

しかし、この局面は、現代社会ではその否定面とリンクしたものである。すなわち、現代社会はそのシステムに必然的に「市民のあいだに平等を確立するので、市民はすべて同一条件のもとで約束し、すべて同一の権利を享受すべきである」が、そのためには「一般意志のあらゆる合法的行為は、全市民にひとしく義務を負わせ」[23]ることになる。

これにより、ルソーにあっては、現代社会のシステム原理に比すべき一般意志が肯定面と否定面の両方をもつことになるのであるが、自然状態という架空の歴史に対しては肯定的となり、その結果という面からも展望されるべき将来社会との関係にあっては否定的なものとなることになる。

ここからは、将来社会を展望するという姿勢はありながらも、それは出てこないために、将来社会とは切り離されている。言い換えれば、自然状態の前提という論理破綻を捨象しても、現代社会のシステムから内在的に、将来社会は展望されえない論理構造となっている[24]。

そこで、ルソーは、一般意志それ自体ではなく、一般意志を体現するような個々人の出現に将来社会を形成させようとする。すなわち、「社会契約は政治体に全構成員に対する絶対的権力を与える。この権力こそ、一般意志に導かれるもので…主権と呼ばれるものである。」[25]

こうした理論構造により、人間個々人は社会を産出するという意味で根源的な主体ではなく、社会により規定を受けて社会を編成するという循環の中の環を成す媒介者として存在することになる[26]。

この構造は、閉じた構造であり、今度は、こうした構造を持つものを理想的な将来社会するならば、それは、現代社会の中に萌芽もしくは要素を持ちながらも、現代社会とはシステム上の連続性をもたないものとなってしまっている。

結果として、現代社会のシステムを否定するという面からは、それに存在する社会体制の中から比較的優れたものを選び出す作業で終わることになっている。しかし、社会システムと社会体制とは異なるのである[27]。

(3) ロックの『市民政府論』

ここまでで見たように、ホッブズが矛盾する二局面の構成物として捉えた現代社会のシステムは、ルソーによって一元的に把握するという方向性が打ち出された。

しかし、ルソーにあっても、その一元化する原理が明らかにされることなく、二面あることの意味が、自然状態との対比、及び将来社会への展望において捉えようとされたのであったが、原理を明らかにすることのない社会システムの対比は言わば単なる社会体制の比較でしかなく、しかも現存しない一元的（将来）社会は、現代社会のシステムとは直接に連続するものではない、ルソー流の理想であり、そこへ至るための道程や媒介を示すものではなかった。

これに対し、このルソーの『社会契約論』に先立って1689年頃に公刊されたジョン・ロックの『市民政府論』は、現代社会はシステム的に破綻しているとの前提に立ち、その改変を志向するものであり、システム改変の志向性を持つという点ではルソーに繋がる系譜に位置づくものの、現存する政府の打倒によってそれを志向するという理論的帰結は、社会体制の変更ということにすら至らない、極めて現状肯定的なものである。

一般に了解されているところと異なり、それは、社会システムという観点からすれば、システム破綻の必然性も導出するものではなく、そういう文脈からも現状肯定的で将来展望も出ない理論構成ではあるが、あくまで現代に定位することで、その突破口を示唆するものとなっている。

理論的にはルソーの『社会契約論』より先に出るものではないが、現代の社会システムを肯定面と否定面との二面的構成物として捉え、社会システム内在的にシステムの変更を志向し、その契機を探り、結果的にはそれを示唆するものとなっているために、本稿では、ホッブズの『リヴァイアサン』の文脈に繋がり且つルソーの『社会契約論』との関係において対比を成すものとして評価するのである。

さて、ホッブズの『リヴァイアサン』やルソーの『社会契約論』同様に、ロックもまた『市民政府論』において自然状態を理論的想定としておいている。

この自然状態に対比して、現代の社会システムは、人間個々人に権利を付与する点で優れているものとされる。それは、ルソーの『社会契約論』同様、人間個々人が社会的に平等であるという点である[28]。ただし、この点では、自然状態との対比で現代社会を否定的に捉えるホッブズとは対照的である（『リヴァイアサン』は、この文脈において、その否定性が正当化される。）。

そして、この個々人が社会的に平等であるということを実現する根拠として、ロックは社会システムに基礎づけられた所有権を措定している[29]。

しかし、この所有権は、現代の社会システムの上で実現してるものであるにもかかわらず、ロックはこれを歴史貫通的なもの、いわゆる通時的なものとしてしまう。いわく、「私のものであった労働がそれに対する私の所有権を確立したのである」[30]と。

しかし、対象物を事実的に支配するという契機と、社会システムの環を成す歴史的な権利である所有権とは、直接に連続するものではない。「彼の身体の労働、彼の手の働きは、まさしく彼のものであるといってよい。そこで

彼が自然に備えそこに残しておいたその状態から取り出すものはなんでも、彼が自分の労働を混えたのであり、そうして彼自身のものである何物かをそれに附加えたのであって、このようにしてそれは彼の所有となるのである」[31]としても、このことは該当する個人と対象との関係を表したにすぎず、したがって厳密には社会的な意思的承認関係である所有とは言えず、それゆえに社会システムの構成要素たる所有権を産出するものではないのである。

したがって、ロックにあっては、実在する現代の社会システムの原理とリンクするものとして措定されている「政治的権力は、人々が自分自身で処理できる所有権をもつところにあ」[32]るとしても、社会システム編成原理は何ら示唆されておらず、個々人と社会との関係は、権利を「侵害された当事者は…判断を自分でしなかればならない」[33]が、権利を構成する社会システムの産出構造が明らかにされていない以上、これは該当する政府の打倒を意味するに留まり、社会システム原理の変更や将来社会のシステムを展望する理論的射程は持たないものとなっている。

とはいえ、論理的には連続しないものながらも、社会システムの根底的な位置において労働という要素・契機を示唆したことは、注目に値する。

ここにおいて、現代の社会システムの把握に留まったホッブズの『リヴァイアサン』や、論理的には現代社会とは連続しないながらも理想社会の展望を志向したルソーの『社会契約論』とは異なり、ロックの『市民政府論』は、現代の社会システムの根底（先取り的に言えば産出原理）に遡及しようとした文脈で評価しうるものであると言えるのである。

Ⅱ．現代社会のシステム把握に向けて
－「取得法則の転回」論との関わりにおいて－

(1) ホッブズ，ロック，ルソー
－三者の把握から導き出されるもの－

さて、以上のように、ホッブズの現代社会のシステム把握は、現代社会が

相異なる二局面をもち互いに矛盾するものであることを、すでに現代の初頭において明らかにしたものであったが、その把握に留まり、現代の社会システムの進歩的側面の指摘で終わっていた。

ただし、ここからは、現代においては、同一の社会システムが対立物を構成し、しかも、それらが同一物の表裏として同時に成立しているということを導くものである。

一方、ルソーの把握は、帰結としては現代社会とは隔絶された理想を志向するものとなりながらも、したがって論理的に破綻しながらも、その試み自体からしても、現代のシステムの中に理想的なものの萌芽または要素もしくは契機を見出そうとするものであり、ここからは、理想的な将来社会のシステムは現代社会の中から内在的に産み出されるものであり、そういう文脈で歴史的に連続性をもつものであるということが導かれるものである。

さらに、ロックの把握においては、その要素・契機として労働が示唆されており、社会システムに内在することと社会システムの自己産出とは別物であって、現代の社会システムの把握は、何らかの他の社会システムとの対比によってなされるべきものではないということまで導き出されるものである。

以上をやや先鋭的に再度まとめると、

① 現代の社会システムは同一物の対立する構造という矛盾する面をもつ

② 現代の社会システムの中に新しいシステムの要素・契機は在る

③ 現代の社会システムの産出原理は社会システム自体以外に求めうる

ということになる。

では、これらを満たす把握の仕方はないのだろうか。

(2) 「取得法則の転回」という把握

ここで想起されるのが、マルクスが『資本論』[15] 等で指摘していた「取得法則の転回」という把握の仕方である。

ここで「取得法則の転回」というのは、現代の社会システムの中では、一方で、対等な人格たる商品所有者同士による商品交換の場面が成り立ちなが

ら、同時に他方では、資本家的所有が妥当する場面が成り立っていることである[36]。

ここで資本家的所有というのは、対等な当事者同士の等価交換を否定するものであり、したがって、まさしく両者は相容れないものである。

ところが、「商品生産の所有法則」とも呼ばれる前者の方も、その内実は、資本家的所有の下で人格たる労働主体の労働の成果を等価交換しないで受け取った成果である商品の交換という点で、矛盾する対立物である資本家的所有を前提にして成り立つものである[37]。

また、後者の方も、資本家的所有の所有対象は等価交換の当事者となるべき諸々の人格たる人間の派生物（労働力）であって、資本家的所有は、諸人格との等価交換を前提としている。

よって、この両者は、実は互いに同一なものの相異なる転倒した姿態なのであって、同一物であるがゆえに、その様態の相互転倒の様が矛盾を形成するのである。

しかも、これが単なる形態転換ではないのは、資本家的所有なるものは、それが前提とする現代の社会システム内の社会的に承認された意識（したがって法的形態も取るもの）によっては正当化されないものだからである。

つまり、現代の社会システムを前提としながら、同一物の転倒的対立物でありながら、なお且つ、一方は社会的に承認されたものであり他方は承認されないものであるという点で、両者は矛盾を形成するのである。

以上をまとめれば、労働という社会形成主体たる人間の行為を前提としつつ、現代社会がシステム的な矛盾を形成する様態を「取得法則の転回」と呼ぶことができるということになる。

だが、「取得法則の転回」と呼ばれる事態は、ホッブズやロックらによって示唆されてきた社会システムに関する把握の根拠となるだけではない。
労働を根源とすることで、システムに内在しながら、システムそれ自体ではないものによってシステムが改変されることの原理が摘出できるのである。

ここに、現代の社会システムは歴史性をもった一つの形態であり、その形成主体である人間諸個人の主体的な行為・活動によって新たなシステムの産出が展望できるのであり、現代に定位しながら理想的将来社会のシステムが展望できることをも導出しうるのである。

ここに、ルソーらの把握の根拠を見ることができるとともに、ロックの『市民政府論』のような私的所有に根拠を持ち、それに制約される範囲での社会システムの改変を超えた、根本的な社会システムの改変ないしは転換を展望する根拠を見出すこともできるのである。

言い換えれば、本稿で取り上げた三者の理論的根拠である現実を指し示すとともに、それらの理論を超越する理論構成を展望することも可能とするのである。

それは、人格たる人間の生きて活動するという当たり前の行為、それが現代社会のシステムを産出し、その自己環境を構成する産出物（現代社会のシステム）によって規定されて労働という形態規定を受け取るという循環は、現代に定位して、現代社会のシステムの内部で循環するものではなく、労働たる人間個々人の行為・活動が根源であるかぎり、その循環を突破または変更できるものなのだからである。

ここに、「取得法則の転回」から示唆されて見出した、社会システム形成上の根源である人間の労働、さらには、その実体たる人間個々人が生きて活動することを、現代社会のシステム形成との関連で改めて注目することができた。

むすび

現代の黎明期においてホッブズは『リヴァイアサン』において、現代社会を肯定しながらも、他方でシステムとしては矛盾していることを指摘し、現代社会の把握と、そのシステムの否定へと道を開いた。

それを受けてロックは『市民政府論』で労働を諸個人の社会的存在資格

（つまりは権利）である所有権の基礎に置き、現代の社会システムと、それを形成している主体であるはずの人間諸個人との根源的な関係を析出する上で労働というものが最重要な契機となることへのヒントを打ち出した。

さらにルソーは『社会契約論』で、現代の社会システムは否定的側面を持ちながらも、同時に理想的将来社会（システム）を展望させるものであることを指摘し、政府や社会体制というレベルに留まらない社会システムの変更という実践が現代社会のシステム把握という理論的営為とクロスするものであることを指摘した。

そして、マルクスが指摘していた「取得法則の転回」を検討することにより、社会システムを産出・形成する主体であるはずの人間個々人の、生きる、活動するという根源的な行為が、自ら産出したはずの社会システムの規定を受けて労働となったときに、そのすべてが重なる要点を成すものであることが導き出せた。

この小考の帰結する文脈で展開されるべきことは多々あるはずであるが、本稿では、人間個々人の根源的な行為である、生きること、活動することと、それが現代の社会システムからの規定を受けたものとしての労働との関係[38]をさらに考察することを後の課題として、ここにむすびとしたい。

以上

注

1）拙稿「現代資本主義における人格と人権」（太田一男編『「豊かさ」の周辺』，法律文化社，1994年所収）参照。

2）今日的トピックスにおいても、商品流通の一方の担い手である消費者が、資本の利潤獲得の単なる手段とされ、そのために、生命的には健康障害、精神的にはいわゆる人格崩壊、社会的には自己破産などというものへと後押しされているというようなことは、枚挙に暇がない。

3）ホッブズ『リヴァイアサン』，永井道雄編，中央公論社，1979年。

4）有井行夫『マルクスの社会システム理論』，有斐閣，1987年参照。

5）ホッブズ・前掲書，53頁。

6）同上書，196頁。

7）同上。

8）同上書，228頁。

9）同上書，235頁。

10）同上書，239頁。

11）同上書，280頁。

12）同上書，327頁。

13）ルソー『社会契約論』，井上幸治訳，中央公論社，1974年，40頁。

14）同上書，41頁。

15）同上書，42頁。なお、ここでは「社会契約」は社会システムと、「権力」とは社会編成原理であることと、主権とはシステム原理として実在することと翻訳するべきであり、それは本稿を通して正当化されるものと考える。

16）同上書，35頁。なお、この論点は、現代社会における差別の問題へと連携する。この点に関しては、拙稿「現代資本主義と女性労働問題」（太田一男編・前掲書所収）を参照。

17）「自然状態から社会状態へのこの移行は、人間の行為のおいて正義をもって本能に置き換えたり、それまで人間の行動に欠けていた道徳性を与えたりすることによって、人間にきわめて注意すべき変化をもたらすのである。このときはじめて、義務の呼び声は肉体的衝動に、権利は欲望に入れ替わることになり、それまで自分しか考慮しなかった人間は、違った原則に基づいて行動し、自分の好みに従う前に理性に図らなければならない。人間がこの状態において、自然から受けた多くの利益を失ったとしても、大きな利益を取りもどし、その能力は訓練されて発達し、その思想は広がりを加え、その感情は崇高になる。」（同上書，30頁）

18）同上書，11頁。

19）同上書，29～30頁。

20）同上書，31頁。

21）同上書，31頁参照。

22）同上書，35頁。

23）同上書，45頁。

24）というのも、ルソーによれば、「社会契約は政治体に全構成員に対する絶対的権力を与える」のであり、「この権力こそ、一般意志に導かれるもので…主権と呼ばれるものである」（同上書，43頁。）が、一般意志は、個々人の意志によって形成される全体意志とは異なるものであり、それがルソーの場合には、社会というシステムと人間個々人とを区別するものとなっているからである。

25）同上書，43頁。

26）というのも、「社会が統治されるのは、ひとえにこの共同利益に基づいてである」（同上書，36頁。）からであり、その「主権は一般意志の行使にほかならないから、譲り渡すことはできない」が、「主権者は集合的存在にほかならないから、集合的存在によってしか代表されることはできない」（同上書，36頁。）からである。

27）このことは、社会体制としてのいわゆる共産主義が崩壊したことにより、現代の社会システムは、その萌芽期より、資本のシステムとして一元的であって、いわゆる共産主義体制の崩壊は、世界市場の形成上の桎梏が取り払われたものと了解しうることからも把握できることである。なお、この点に関しては、チャトパデイヤイ『ソ連国家社会主義論』（大谷禎之介他訳，大月書店，1999年）や、それをめぐる諸議論を参照。

28）ロック『市民政府論』，鵜飼信成訳，岩波書店，1968年，58頁。

29）「人は誰でも自分自身の一身については所有権をもっている。」（同上書，32頁。）

30）同上書，34頁。

31）同上書，33頁。

32）同上書，177頁。

33）同上書，243頁。

34）表記法は、「所有法則の転変」など、いくつかあるが、本稿では本文の表記で統一しておくことにする。

35）大月書店，1968年他。

36）以下、『資本論』および拙稿「『ジェンダー』の戦略と『転回』－イリイチからフェミニズムへ－」（琉球大学法文学部『経済研究』第57号，1999年３月所収）参照。

37）ここでは、労働主体への対価は、その労働力の時限的処分権への対価であって、労働生産物に対する対価ではないことに注意しなければならない。

38）本稿筆者の国際会議での報告 "The Concept of the 'PERSON' in its Change in a Historical and Social Context - How does it Recognize our Real Existence?-" (The Second World Congress of Philosophy of Medicine in Krakow, Poland, at 23-26 October 2000.) 参照。